

送り出し教育 兼 新規入場者教育報告書	新規入場日	平成 年 月 日
	作業所名	

個人票								
ふりがな		性別	職 種	経験年数	生 年 月 日	年齢	血液型	
氏 名		男・女		年	S ・ H	年 月 日	才	
現住所					電話番号			
					携帯電話			
緊急時 連絡先	住 所					電話番号		
	氏 名					続 柄		

雇用情報							
所属会社名	(次)				1次 会社名		
入社年月日	年 月 日						
雇用形態	本人は	<input type="checkbox"/> 労働者 <input type="checkbox"/> 一人親方 <input type="checkbox"/> 中小事業主又は家族従事者	労災保険 の 特別加入	<input type="checkbox"/> 加 入 <input type="checkbox"/> 未加入	(加入組合名)		
	※事業主又は家族従事者・一人親方は、現場の労災保険は適用されていません。必ず各自で労災保険の特別加入の手続きをして下さい。				(労災保険番号)		
雇入れ時 教育	<input type="checkbox"/> 実施済 (実施日： 年 月)		<input type="checkbox"/> 未実施				

健康状態							
健康診断	<input type="checkbox"/> 受診した 受診日： 平成 年 月	【血圧】最高 () 最低 ()		<input type="checkbox"/> 受診していない (受診予定日：平成 年 月) ※1年に1度、受診して下さい。			
特殊 健康診断	平成 年 月	①じん肺	②石綿	③振動病	④有機溶剤	⑤その他 ()	
	診断時期(以内)	1年	6か月	6か月	6か月		
既往症	・あなたは既往症又は現在治療中の病気が有りますか？ <input type="checkbox"/> ある () <input type="checkbox"/> ない ・あなたは既往症がある場合、制限なく作業ができますか？ <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない						

取得資格 (取得した資格の番号に○を付けること。)			
職長・安推者	作業主任者(技能講習)	技能講習	特別教育
1.職長教育終了者	6.木造建築物組立等作業主任者	6.車輻系建設機械3t以上(基礎工所用)	12.不整地運搬車(1t未満)
2.職長・安全衛生責任者教育修了者	7.コンクリート造工作物解体等作業主任者	7.車輻系建設機械3t以上(解体用)	13.ゴンドラの操作
3.同リスクアセスメント教育修了者	8.コンクリート破砕器作業主任者	8.フォークリフト(1t以上)	14.建設用リフトの運転
4.安全衛生推進者	9.ずい道等の掘削作業主任者	9.高所作業車(10m以上)	15.特定粉じん作業
免 許	10.ずい道等の履工作業主任者	10.不整地運搬車(1t以上)	16.アーク溶接作業
1.クレーン・デリック運転士(5t以上)	11.酸素欠乏危険作業主任者(第一種)	11.その他()	17.研削砥石取替え試運転業務
2.移動式クレーン(5t以上)	12.酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(第二種)	特別教育	18.ボーリングマシンの運転
3.発破技士	13.はい作業主任者	1.クレーン運転(5t未満)	19.特定粉じん作業
4.火薬類取扱保安責任者(甲・乙)	14.有機溶剤作業主任者	2.移動式クレーン運転(1t未満)	20.ずい道坑内作業
5.危険物取扱者(甲・乙・丙)	15.特定化学物質等作業主任者	3.玉掛け作業(1t未満)	21.酸素欠乏危険作業
6.潜水	16.石綿作業主任者	4.車輻系建設機械3t未満(整地・運搬)	22.フォークリフト運転者(1t未満)
7.電気工事士(第一種・第二種)	17.木材加工用機械作業主任者	5.車輻系建設機械3t未満(基礎工所用)	23.石綿使用建築物等解体作業
8.その他()	18.その他()	6.車輻系建設機械3t未満(解体用)	24.電気取扱(低圧・高圧)
作業主任者(技能講習)	技能講習	7.車輻系建設機械(杭打機の作業装置)	25.酸素欠乏危険作業
1.地山掘削作業主任者	1.床下操作式クレーン運転(5t以上)	8.車輻系建設機械(締固め用・ローラー)	26.巻き上げ機(ウインチ)の運転
2.土止支保工作業主任者	2.小型移動式クレーン運転(1t以上5t未満)	9.コンクリートポンプ車の作業装置の操作	27.足場の組立て等
3.型枠支保工組立等作業主任者	3.玉掛け作業(1t以上)	10.川上操作式クレーン運転(5t未満)	28.その他()
4.足場組立等作業主任者	4.ガス溶接	11.高所作業車の運転(10m未満)	
5.鉄骨組立て等作業主任者	5.車輻系建設機械3t以上(整地・運搬)		

H28.11.24改定

送り出し教育実施記録 (下請業者実施)

I [安全・衛生に関する確認・誓約事項]
(労働安全衛生法・労働安全衛生規則に定められた事項等)

- 1 服装は作業に適したものとし、保護帽・安全靴・安全帯は正しく着用します。
- 2 高所作業(2M以上)や墜落の危険がある作業では必ず安全帯を使用します。
- 3 朝礼には遅刻せず、必ず参加します。
- 4 作業開始前に安全ミーティングを行い作業に関する注意事項を確認します。
- 5 使用機械器具の始業前点検は必ず実施します。
- 6 資格の必要な作業では、免許証・修了証は常時携帯します。
- 7 吊り荷の下等立入り禁止区域には絶対に入りません。
- 8 手すり等の安全施設は勝手に取り外したりしません。作業上やむを得ず取り外しが必要な場合は、事前に元請の承諾を受け、作業修了後は直ちに復旧します。
- 9 指定場所以外での喫煙はしません。
- 10 休憩所・便所等の共同施設は、きれいに使用します。
- 11 身の回りの安全は、自分でチェック・確認します。(指差呼称の実施)
- 12 指導・指示は素直に聞いて改善します。
- 13 作業所では決められたルールを守って、安全作業に努めます。
- 14 作業中に負傷した場合は、軽微なケガでも、職長を通じ速やかに報告します。
- 15 近道行為等の不安全行動は、決して行いません。
- 16 自分で出した弁当カス等の一般廃棄物は自分で持ち帰ります。
- 17 足場の作業前点検の実施・報告します。

II [通勤・工事車両に関する確認・誓約事項]

- 1 通勤車両の駐車場利用は許可を得て、当作業所の規則を厳守します。
- 2 通勤車両はできるだけ相乗りをし、道具等の手荷物が無い場合は公的機関を利用します。
- 3 資材搬入車両は打ち合せ時間を守らせ、現場内においてはガードマンの

III [品質に関する確認・誓約事項]

- 1 施工図・施工要領書を遵守して作業します。
- 2 一作業が終了した時点で自主検査(工程内検査)を実施し、報告します。
- 3 毎日の安全・工程打ち合わせには、必ず出席します。(職長・安全衛生責任者)

IV [環境に関する確認・誓約事項]

- 1 新規入場教育及び、朝礼・安全衛生協議会・安全大会等で環境マネジメントシステムの教育を受け、システムの定着に協力します。
- 2 必要以上の騒音・振動を出さないように作業します。騒音・振動を発生する作業は事前に報告し、協議します。作業所に近接して住宅等がある場合は、不用意な大声や音を出しません。
- 3 大気汚染防止を積極的におこないます。使用機械(エンジン付)は出来る限り排気ガス対策を使用し作業中は空ふかしをやめ、昼休み・休憩時及び使用しない時はエンジンをストップを励行します。
- 4 産業廃棄物の適正処理(指定場所への分別)及び減量化を徹底します。
- 5 緊急時の連絡方法、緊急経路図を掲示物にて確認し、また緊急時の資材・機材(消化器等)の設置場所を確認し、作業所内で異変(災害・火災)を発見したら、職員へ連絡し指 示を仰ぎ行動します。

V [工事概要・作業所ルール等に関する確認事項]

別紙『新規入場者教育資料』参照

※下記項目について事業者の責任のもと教育実施者が記入すること。	
年齢が60歳以上の場合	-----> <input type="checkbox"/> 年齢に応じた適正配置であることを指導
女性または年齢が18歳未満の場合	-----> <input type="checkbox"/> 就業制限のある業務でないことを確認

新規入場者教育実施記録 (元請業者実施)

I [工事概要・組織・近隣協定事項]
II [安全衛生方針・工事安全衛生目標]
III [作業所のルール]
IV [法令等の遵守]

I～IVに関する教育は、
別紙『新規入場者教育資料』を参照、または
『新規入場者教育ビデオ』をご覧ください。

V [ISO教育]
ISO9001 (品質マネジメントシステム)
【作業所品質目標】

-
-

ISO14001 (環境マネジメントシステム)
 環境マネジメントシステムの概要については別紙参照して下さい。

【作業所環境目的・目標】

- ◇
- ◇
- ◇

確認・誓約 本人記入	私は、送り出し教育及び新規入場者教育の内容についてよく理解し、作業所の安全衛生に関する規則や指示を守ります。 尚、記載された個人情報については、下記【注2】に示す通り、業務上の使用に同意します。	本人署名
	平成 年 月 日	

【注2】 この書類に記載された個人情報は、適正配置の確認や緊急連絡等、労務・安全衛生管理の為に使用します。又、関係法令の規定に基づき、災害発生時等において、記載内容の一部を第三者に提供する場合があります。尚、個人情報保護に関する関係法令等を遵守し、安全管理についても適切な措置を講じます。

作業所 確認欄	作業所長	担当者